

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

告 示	
○随意契約の相手方の決定	(情報政策課) ^{ページ} 209
○地方自治法に基づく収納事務の委託	(畜産課) 210
○保安林の指定解除予定	(丹後広域振興局) ♪
○公共測量の終了	(用地課) ♪
○京都府住宅等土砂災害対策改修支援事業 費補助金交付要綱の一部を改正する告示	(建築指導課) ♪
公 告	
○統計調査員証の無効	(企画統計課) 211
○京都府環境影響評価条例に基づく事業の 廃止等に係る届出	(環境管理課) ♪
○国土調査の成果の認証	(用地課) ♪
○道路の位置の指定	(中丹西土木事務所) 212
○都市計画法に基づく工事完了	(乙訓土木事務所、山城北土木事務所) ♪

公 営 企 業	
○個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改 正する規程	212
府 議 会	
○京都府政務活動費の交付に関する条例に基づく会 派異動届	213
○補欠議員の常任委員及び特別委員の選任	♪
教 育 委 員 会	
○一般競争入札の実施	♪
公 安 委 員 会	
○警備業法に基づく検定の実施	216
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施	217

告 示

京都府告示第208号

随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和8年4月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 業務の名称及び数量
インターネット接続無線データ通信回線 (LTE)
サービス提供業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- 京都府総合政策環境部情報政策課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- 3 契約日
令和8年4月1日
 - 4 契約の相手方の名称及び住所
ソフトバンク株式会社
東京都港区海岸一丁目7番1号
 - 5 契約金額
47,665,524円
 - 6 契約の方法
随意契約
 - 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特
例を定める政令(平成7年政令第372号)第11条第1
項第2号

京都府告示第209号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、次のとおり公金の収納に関する事務を委託した。

令和8年4月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	名称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	指 定 年月日	委 託 年月日
47	京都農業協同組合	南丹市八木町八木東久保29の1	京都府手数料徴収条例施行規則(平成12年京都府規則第3号)別表第2の76の項から79の項までに規定する手数料並びに家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例(昭和30年京都府条例第7号)第2条に規定する手数料及び使用料	令 7. 12. 15	令 8. 4. 1

京都府告示第210号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和8年4月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 解除予定保安林の所在場所
京丹後市峰山町菅小字胡麻谷10033
- 2 指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

京都府告示第212号

京都府住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年4月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する告示

京都府住宅等土砂災害対策改修支援事業費補助金交付要綱(平成28年京都府告示第351号)の一部を次のように改正する。

第1条中「要綱」を「告示」に改める。

第2条第1号中「附属第Ⅱ編第1章イ-16-(12)-①3. 第12号」を「附属第Ⅱ編第1章イ-16-(12)-①3. 第9号」に改める。

第3条第2項中「附属第Ⅲ編第1章イ-16-(12)-①12第2号」を「附属第Ⅲ編第1章イ-16-(12)-①9第2号」に改める。

第5条中「別記第1号様式」を「別に定める様式」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 規則第5条の規定により補助金の交付の申請をしようとする市町村は、補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく仕入れに係る消費税及び地方消費税として控除する

京都府告示第211号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の地域の公共測量(令和7年京都府告示第550号)が令和8年3月25日終了した旨測量計画機関の長である与謝野町長から通知があった。

令和8年4月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

測量の地域
与謝郡与謝野町字三河内地内ほか

ことができる部分の金額に補助対象経費に占める補助金の額の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

第6条中「別記第2号様式」を「別に定める様式」に改める。

第8条中「別記第3号様式」を「別に定める様式」に改め、同条に次の1項を加える。

2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。第10条中「要綱」を「告示」に改め、同条を第11条とする。第9条中「要綱」を「告示」に改め、同条を第10条とする。第8条の次に次の1条を加える。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9条 補助事業者は、補助事業完了後に補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに、別に定める様式による報告書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じることができる。

別記第1号様式から別記第3号様式までを削る。

附 則

この告示は、令和8年4月17日から施行する。

公 告

次の京都府統計調査員証は、紛失の日以降無効とする。

令和8年4月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

調査員証の区分	発給番号	紛失年月日
家計調査	第4号	令 8. 4. 6

京都府環境影響評価条例(平成10年京都府条例第17号。以下「条例」という。)第32条第1項の規定により、次のとおり事業の廃止等に係る届出があった。

令和8年4月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 株式会社市民風力発電

代表者 代表取締役 鈴木 亨

所在地 札幌市中央区北5条西2丁目5番地 JR
タワーオフィスプラザさっぽろ20階

2 対象事業の名称、種類及び規模

名 称 (仮称)太鼓山ウインドファーム

種 類 風力発電所の設置の工事の事業

規 模 最大出力7,490キロワット(出力2,000～
3,200キロワットの風車を3～4基設置する。
ただし、各風車の合計出力が7,490キロワッ
トを超える場合は、連系点で7,490キロワッ
トを超えないよう出力制御を行う。)

3 条例第32条第1項第1号に該当することとなった理由

社会情勢の変化等に起因して調査・設計・地元調整・関係法令手続等に想定以上の時間を要して計画に遅れが生じた上、近年の急激な資材等の高騰により採算を確保した計画の実施が困難となったため

次の地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和8年4月17日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 調査を行った者の名称

長岡京市

(2) 調査を行った時期

令和5年5月11日から令和7年6月3日まで

(3) 成果の名称

長岡京市阪急長岡天神駅周辺地区①(長岡京市開
田四丁目地内)の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

長岡京市阪急長岡天神駅周辺地区①(長岡京市開
田四丁目地内)

(5) 認証年月日

令和8年4月1日

(国土交通大臣の承認年月日 令和8年3月19日)

2(1) 調査を行った者の名称

長岡京市

(2) 調査を行った時期

令和5年5月11日から令和7年6月3日まで

(3) 成果の名称

長岡京市勝竜寺地区②(長岡京市勝竜寺南川原田、六ノ坪他)の地籍図及び地籍簿

(4) 調査を行った地域

長岡京市勝竜寺地区②(長岡京市勝竜寺南川原田、六ノ坪他)

(5) 認証年月日

令和 8 年 4 月 1 日

(国土交通大臣の承認年月日 令和 8 年 3 月 19 日)



次の地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第21条の2第6項において読み替えて準用する同法第19条第2項の規定により、街区境界調査成果として認証した。

令和 8 年 4 月 17 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1 調査を行った者の名称

舞鶴市

2 調査を行った時期

令和 6 年 5 月 23 日から令和 7 年 3 月 26 日まで

3 成果の名称

舞鶴市字浜の一部の街区境界調査図及び街区境界調査簿

4 調査を行った地域

舞鶴市字浜の一部

5 認証年月日

令和 8 年 4 月 1 日

(国土交通大臣の承認年月日 令和 8 年 3 月 19 日)



建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

なお、その関係図面は、所管の京都府土木事務所に備えておく。

令和 8 年 4 月 17 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定番号	指 定 年 月 日	所管土木 事務所名	道路の位置	道路の 延 長	道路の 幅 員
中西第18号	令 8. 4. 8	京都府中 丹西土木 事務所	福知山市字 長田小字松 山下239の 406、239の 424、市有 地	m 35.0	m 最小 6.0 最大 6.0



都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項に関する工事が次のとおり完了した。

令和 8 年 4 月 17 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

長岡京市下海印寺西山田8の1、8の2の一部、9の一部、14の9の一部、16の1の一部、16の2、下海印寺西明寺31、31の3、31の5、32の1、32の2、32の3の一部、市有地

(関連区域)

長岡京市下海印寺西山田8の3の一部、10の2の一部、14の1の一部、14の8の一部、下海印寺西明寺31の4の一部、高台三丁目11の6の一部、18の一部、市有地

(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称

京都市西京区御陵鳴谷6の5

株式会社永田工務店

2(1) 工事が完了した開発区域に含まれる地域

京田辺市田辺狐川1の4、1の20、4の1、6の1、7、81の2、市有地

(関連区域)

京田辺市田辺狐川1の1の一部、5の一部、178の一部、府有地

(2) 開発許可を受けた者の住所及び名称

京田辺市田辺狐川7

株式会社とっち不動産開発

公 営 企 業

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 4 月 17 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府公営企業管理規程第1号

個人情報の保護に関する法律施行規程の一部を改正する規程

個人情報の保護に関する法律施行規程(令和5年京都府公営企業管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

別記第1号様式、別記第9号様式及び別記第15号様式中「又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限ります。）」を削る。

別記第20号様式中「個人情報の保護に関する法施行条例」を「個人情報の保護に関する法律施行条例」に改め、「又は住民基本台帳カード（住所の記載のあるものに限ります。）」を削る。

附 則

- この規程は、令和8年4月17日から施行する。
- この規程による改正前の個人情報の保護に関する法律施行規程別記様式による用紙は、当分の間、この規程による改正後の個人情報の保護に関する法律施行規程別記様式による用紙とみなし、所要の調整をして使用することができる。

府 議 会

京都府政務活動費の交付に関する条例（平成24年京都府条例第68号）第5条第2項の規定により、次のとおり会派異動届の提出があった。

令和8年4月17日

京都府議会議長 荒 卷 隆 三

会派の名称	異 動 年 月 日	異動事項	新	旧
自由民主党京都府 議会議員団	令 8. 4. 7	所属議員の数	29名	28名

補欠議員の常任委員及び特別委員の選任
令和8年4月8日次のとおり選任した。

西村 由貴子

政策環境建設常任委員

子育て環境の充実に関する特別委員

教 育 委 員 会

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定により、次のとおり一般競争入札を実施する。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

令和8年4月17日

京都府教育委員会

教育長 前 川 明 範

1 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

Microsoft社教育機関向けライセンス総合契約プログラム（EES）Microsoft 365A3相当 6,500ライセンス

(2) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和8年6月1日

(4) 納入場所

仕様書のとおり

2 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁第3号館4階

京都府教育庁指導部教育DX推進課

電話番号 (075) 414-5693

(2) 入札説明書及び仕様書の交付等

ア 交付期間

令和8年4月17日（金）から令和8年5月8日（金）まで（日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 入手方法

(ア) 原則として、アの期間に、京都府教育庁指導部教育DX推進課ホームページ（<https://www.kyoto-be.ne.jp/ictkyoiku/cms/?p=1338>）の入札情報からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間（正午から午後1時までの間を除く。）に、(1)の組織に問い合わせの上、入手すること。

3 入札に参加することができない者

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

4 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加を希望する者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

(1) 次のアからカまでのいずれにも該当しない者で、その事実の有無について資格審査を受け、その資格を認定されたものであること。

ア 府税、消費税又は地方消費税を滞納している者

イ 審査基準日（一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）の提出期間の属する

年の1月1日をいう。以下同じ。)において、直前2営業年度以上の営業実績を有しない者

ウ 申請書又は添付資料に、故意に虚偽の事実を記載した者

エ 過去5年以内に当該業務と同種の業務を行ったことがない者

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)のほか、次のいずれかに該当する者

(ア) 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(イ) 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者

(ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

(エ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(カ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者

(キ) 暴力団及び(ア)から(カ)までに定める者の依頼を受けて入札に参加しようとする者

カ 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者

(2) 申請書の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札において指名停止とされていない者であること。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。

5 資格審査の申請手続

資格審査を受けようとする者は、京都府教育委員会教育長(以下「教育長」という。)に申請書を提出し、参加資格の有無について認定を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 申請書の交付場所等

ア 交付場所

2の(1)に同じ。

イ 交付期間

2の(2)の(ア)に同じ。

なお、上記期間以外においても申請書の交付を随時行うが、入札期日に間に合わないことがある。

(2) 申請書の提出場所等

ア 提出場所

2の(1)に同じ。

イ 提出期間

2の(2)の(ア)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

なお、上記期間以外においても申請書の提出を受け付けるものとするが、入札期日までに資格審査の結果を通知することができないことがある。

エ 添付資料

申請書には、次に掲げる資料を添付しなければならない。ただし、京都府の「令和7・8・9年度物品又は役務の調達に係る競争入札参加資格者名簿」に記載された事業者については、同名簿記載通知の写しの提出をもって、(ア)から(エ)まで及び(カ)に掲げる添付書類の提出に代えることができる。

(ア) 法人にあつては商業登記法(昭和38年法律第125号)第10条第1項に規定する登記事項証明書の写し、個人にあつてはその者が制限行為能力者(未成年者、成年被後見人、被保佐人及び民法(明治29年法律第89号)第17条第1項の審判を受けた被補助人)でないことの証明書及び破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないことの証明書

(イ) 府税納税義務者にあつては、府税納税証明書

(ウ) 消費税及び地方消費税の納税証明書

(エ) 営業経歴書

(オ) 過去5年以内の同種の業務に係る実績一覧

(カ) 法人にあつては財務諸表(貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書)、個人にあつては所得税の確定申告書の写し

(キ) 取引使用印鑑届

(ク) 権限を営業所長等に委任する場合には、委任状及び受任者の身分証明書の写し

(ケ) 返信用封筒(第一種定型郵便物の封筒に住所、氏名を記入し、110円切手を貼付したもの)

(コ) 一般競争入札参加資格審査申請書類調査

オ 資料等の提出

申請書及び添付書類(以下「申請書等」という。)を提出した者に対し、資格審査の公正を図るため、申請書等の記載事項を証明する資料等の提出を求めることがある。

カ その他

申請書等の作成等に要する経費は、提出者の負担とし、提出された書類は返却しない。

6 参加資格を有する者の名簿への登載

資格審査の結果、参加資格があると認定された者は、1の(1)の業務に係る一般競争入札参加資格認定名簿に記載される。

7 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、申請書等を提出した者に文書で通知する。

8 参加資格の有効期間

参加資格の有効期間は、7による資格審査の結果を通知した日から令和9年3月31日までとする。

9 申請書記載事項の変更

申請書等を提出した者（6の名簿に登録されなかった者を除く。）は、次に掲げる事項のいずれかに変更があったときは、直ちに一般競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届により当該変更に係る事項を教育長に届け出なければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 営業所の名称又は所在地
- (3) 法人にあっては、資本金又は代表者の氏名
- (4) 個人にあっては、氏名
- (5) 取引使用印鑑

10 参加資格の承継

(1) 参加資格を有する者が、次のアからオまでのいずれかに該当するに至った場合においては、それぞれに掲げる者（3又は4の(1)のアからオまでのいずれかに該当する者を除く。）は、その者が営業の同一性を失うことなく引き続き当該営業を行うことができると教育長が認めたとときに限り、その参加資格を承継することができる。

ア 個人が死亡したときは、その相続人

イ 個人が老齢、疾病等により営業に従事することができなくなったときは、その2親等内の血族、配偶者又は生計を一にする同居の親族

ウ 個人が法人を設立したときは、その法人

エ 法人が合併したときは、合併後存続する法人又は合併によって設立する法人

オ 法人が分割したときは、分割後承継する法人又は分割によって設立する法人

(2) (1)により参加資格を承継しようとする者は、一般競争入札参加資格承継審査申請書（以下「資格承継審査申請書」という。）及び当該承継に係る事由を証する書面その他教育長が必要と認める書類を教育長に提出しなければならない。

(3) (2)により資格承継審査申請書の提出があったときは、参加資格の承継の適否を審査し、その結果を当該資格承継審査申請書を提出した者に文書で通知する。

11 参加資格の取消し

(1) 参加資格を有する者が、当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産開始手続の決定を受けて復権を得ない者に該当するに至ったときは、その資格を取り消す。

(2) 参加資格を有する者が、次のアからカまでのいずれかに該当すると認められるときは、その者について当該資格を取り消し、その事実があった後3年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使

用する者についても、また同様とする。

ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

エ 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

オ 正当な理由なく契約を履行しなかったとき。

カ アからオまでのいずれかに該当し、競争入札に参加することができないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

(3) (1)又は(2)により参加資格を取り消したときは、その者に文書で通知する。

12 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和8年5月29日（金）午前10時30分

イ 場所

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町

京都府庁第3号館6階入札室

ウ 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

(ア) 受領期限

令和8年5月28日（木）

(イ) 提出先

2の(1)に同じ。

(ウ) その他

郵送による場合の入札書の提出方法は、入札説明書において指定する。

(2) 入札の方法

持参又は郵送によることとし、電送等による入札は認めない。

(3) 開札に立ち会う者

開札は、入札者又は代理人を立ち合わせて行うものとする。ただし、入札者又は代理人が立ち会わない場合は、この入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとし、同値入札となった際は、この入札事務に関係のない職員が代理でくじを引くものとする。

(4) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金

額を入札書に記載すること。

(5) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 3及び4に掲げる資格のない者のした入札
- イ 申請書等を提出しなかった者又は申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
- ウ 入札説明書に示した入札に関する条件に違反した者のした入札

(6) 落札者の決定方法

京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(8) 契約書作成の要否

要する。

13 入札保証金

免除する。ただし、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5相当額の違約金を落札者から徴収する。

14 契約保証金

落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を、契約締結と同時に納入しなければならない。ただし、銀行その他契約担当者が确实と認める金融機関（以下「銀行等」という。）が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行等の保証をもって契約保証金の納付に代えることができ、規則第159条第2項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

15 その他

- (1) 1から14までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 詳細は、入札説明書による。
- (3) この公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成8年京都府告示第485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。

16 Summary

- (1) The name and quantity of the service
Microsoft's Enrollment for Education Solutions, 6,500 licenses
- (2) Implementation limit
June 1, 2026
- (3) Time limit for receiving tender by mail (not e-mail)
Thursday, May 28, 2026
- (4) The date and place for the opening of tender
10:30 AM Friday, May 29, 2026
Nyusatsusitu (Bidding room), Kyoto Prefectural Government Building No. 3 6F
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto City, Kyoto, 602-8570, Japan
- (5) For further information

Education DX Promotion Division, Department of Guidance, Kyoto Prefectural Board of Education
Kyoto Prefectural Government, Building No. 3 4F
Yabunouchi-cho, Shinmachi-nishiiru, Shimodachiuridori, Kamigyo-ku, Kyoto City, Kyoto, 602-8570, Japan
TEL (075) 414-5693

公 安 委 員 会

京都府公安委員会告示第63号

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項に規定する検定を次のとおり実施する。

令和8年4月17日

京都府公安委員会
委員長 池 坊 由 紀

1 検定の種別及び級、方法、実施期日、実施時間並びに実施場所

種別及び級	方法	実施期日	実施時間	実施場所
雑踏警備業務2級	学科試験	令和8年7月22日（水）	午前10時から正午まで	京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3 京都府警察本部
	実技試験	令和8年8月27日（木）	午後2時から午後4時まで	

備考 学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。

2 試験の科目

(1) 学科試験

- ア 警備業務に関する基本的な事項
- イ 法令に関すること。
- ウ 雑踏の整理に関すること。
- エ 人の雑踏する現場における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

- ア 雑踏の整理に関すること。
- イ 人の雑踏する現場における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること（護身の方法に関することを含む）。

3 受検定員

20人

4 検定対象者

検定対象者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 京都府内に住所地を有する者
- (2) 京都府内に所在する営業所に属する警備員である者

5 受検申請の手続

(1) 事前申込み

検定を受けようとする者は、検定申請書を提出する前に、次により電話で事前申込みを行い、検定申込受理番号を取得すること。

ア 受付期間

令和8年6月24日（水）及び令和8年6月25日（木）（受付時間は、午後1時から午後4時までとする。）とする。

イ 申込先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（受付専用電話（075）451-9125）とする。

ウ その他

- (ア) 受付専用電話以外での受付は、一切行わない。
- (イ) 電話1本につき、1人の受付とする。
- (ウ) 受検定員に達したときは、締め切るものとする。

(2) 検定申請書の提出

ア 提出期間

令和8年7月6日（月）から令和8年7月8日（水）まで（提出時間は、e-Govによる提出を除き、午前9時から午後3時30分までとする。）とする。

イ 提出書類

- (ア) 検定申請書 1通
- (イ) 4の検定対象者に該当する者であることを証明する次に掲げる書類
 - a 4の(1)として申請する場合
住所地为疎明する書面 1通
 - b 4の(2)として申請する場合
京都府内に所在する営業所に属する警備員であることを疎明する書面 1通
- (ウ) 写真（検定申請書提出の日前6箇月以内に撮

影した無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に申請者の氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2枚

(エ) 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、受検者本人の委任状 1通

ウ 提出先

- (ア) 4の(1)として申請する場合
その者の住所地为管轄する警察署の生活安全課（係）
- (イ) 4の(2)として申請する場合
その者が属する京都府内に所在する営業所を管轄する警察署の生活安全課（係）

エ 提出方法

e-Govによる提出を除き、検定を受けようとする者又は代理人の持参によることとし、郵送等による提出は認めない。

6 受検に必要なもの

- (1) 学科試験
受検票及び筆記具を持参すること。
- (2) 実技試験
筆記具及び運動靴を持参すること。
なお、警備員である者は制服及び制帽を着用し、警備員以外の者は作業服等活動しやすい服装を着用すること。

7 検定手数料

検定手数料（13,000円）は、検定申請書の提出時に納付することとし、e-Govにより提出した場合は、納付方法が特に指定された後速やかに納付すること。

8 問合せ先

京都府警察本部生活安全部生活安全企画課許可等事務審査室（電話（075）451-9111（代表）内線3033）

京都府公安委員会告示第64号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による技能検定員審査及び法第99条の3第4項第1号イの規定による教習指導員審査を次のとおり実施する。

令和8年4月17日

京都府公安委員会
委員長 池 坊 由 紀

1 審査の種類

次の表の左欄に掲げる運転免許の種類に応じ、同表の右欄に掲げる種類の技能検定員審査及び教習指導員審査を行う。

運 転 免 許 の 種 類	審 査 の 種 類	
大 型 自 動 車 免 許	技能検定員審査(大 型)	教習指導員審査(大 型)
中 型 自 動 車 免 許	技能検定員審査(中 型)	教習指導員審査(中 型)
準 中 型 自 動 車 免 許	技能検定員審査(準 中 型)	教習指導員審査(準 中 型)
普 通 自 動 車 免 許	技能検定員審査(普 通)	教習指導員審査(普 通)
大 型 特 殊 自 動 車 免 許	技能検定員審査(大 特)	教習指導員審査(大 特)
大 型 自 動 二 輪 車 免 許	技能検定員審査(大 自 二)	教習指導員審査(大 自 二)
普 通 自 動 二 輪 車 免 許	技能検定員審査(普 自 二)	教習指導員審査(普 自 二)
けん引免許(法第85条第3項のけん引自動車 で同項の重被けん引車をけん引している もの)	技能検定員審査(けん 引)	教習指導員審査(けん 引)
大 型 自 動 車 第 二 種 免 許	技能検定員審査(大型二種)	教習指導員審査(大型二種)
中 型 自 動 車 第 二 種 免 許	技能検定員審査(中型二種)	教習指導員審査(中型二種)
普 通 自 動 車 第 二 種 免 許	技能検定員審査(普通二種)	教習指導員審査(普通二種)

2 審査の内容、期日及び場所

審 査 の 内 容		審 査 の 期 日	審 査 の 場 所
技能検定員審査に係る審査項目のうち技能検定に関する知識	技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第17条又は附則第3条第1項の規定に該当する者については、それぞれの規定に定めるところにより、審査細目についての審査を免除する。	令和8年6月1日(月)、令和8年6月2日(火)、令和8年6月3日(水)、令和8年6月4日(木)、令和8年6月5日(金)、令和8年6月8日(月)、令和8年6月9日(火)、令和8年6月10日(水)、令和8年6月11日(木)及び令和8年6月12日(金)	京都市伏見区羽束師古川町647番地 京都府警察自動車運転免許試験場
教習指導員審査に係る審査項目のうち教習に関する知識			
技能検定員審査に係る審査項目のうち技能検定に関する技能			
教習指導員審査に係る審査項目のうち教習に関する技能			

3 審査の申請手続

(1) 申請の受付期間

令和8年5月1日(金)から令和8年5月15日(金)まで(日曜日、土曜日、祝日及び休日を除く。受付時間は、午前9時から午後4時までとする(e-Govによる申請を除く。))とする。

(2) 申請の受付場所

京都市伏見区羽束師古川町647番地 京都府警察本部交通部運転免許試験課(京都府警察自動車運転免許試験場内)

(3) 申請に必要な書類等

ア 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書

イ 写真(技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書提出の前日6箇月以内に撮影した、無帽・正面・上三分身・無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)1枚

ウ 運転免許証又は免許情報記録個人番号カード(受けようとする種類の技能検定員審査又は教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許に係るもの)

エ 審査細目についての審査を免除される者であることを証する書面(規則第17条又は附則第3条第1項の規定に

より、審査細目についての審査を免除される者に該当することを証するもの)

(4) 審査手数料及び納付方法

京都府警察手数料徴収条例施行規則（平成12年京都府規則第5号）別表第1に定める額を申請受付時に納付することとし、e-Govにより申請した場合は、納付方法が特に指定された後速やかに納付すること。

4 その他

- (1) 技能検定員審査申請書又は教習指導員審査申請書は、京都府警察本部交通部運転免許試験課（京都府警察自動車運転免許試験場内）において配布する（e-Govにより申請する場合は、申請項目を入力して申請すること）。
- (2) 審査当日は、運転免許証又は免許情報記録個人番号カード及び筆記用具を持参すること。
- (3) 審査についての問合せは、京都府警察本部交通部運転免許試験課運転者教育室教習所係（電話075-631-5181（代表）内線453）に行うこと。